



県 章

沖縄県公報

定期発行日
毎週火・金曜日

(当日が県の休日に
当たるときは休刊とする。)

目 次

条 例

- 沖縄県税条例の一部を改正する条例（税務課） 1
- 沖縄県税の課税免除及び不均一課税に関する条例の一部を改正する条例（税務課） 13

公布された条例のあらまし

○ 沖縄県税条例の一部を改正する条例（条例第22号）

- 1 退職手当等の支払を受ける者は、退職所得申告書提出の際に經由すべき者が電磁的方法による提供を適正に受けることができること等一定の要件を満たす場合には、当該申告書に記載すべき事項を電磁的方法により提供することができることとした。（第39条関係）
- 2 自動車税の環境性能割の税率の適用区分を見直すこととした。（第139条の3関係）
- 3 不動産取得税の課税標準の特例措置を適用する期限を令和5年3月31日まで延長することとした。（附則第12条の2関係）
- 4 住宅及び土地の取得に係る不動産取得税の税率を4パーセントから3パーセントに軽減する特例措置の適用期限を令和6年3月31日まで延長することとした。（附則第13条関係）
- 5 軽油引取税の課税免除の特例措置の適用期限を令和6年3月31日まで延長することとした。（附則第16条関係）
- 6 令和元年10月1日から令和3年3月31日までの間に取得した自家用の乗用車に係る自動車税の環境性能割の税率の特例措置の適用期限を令和3年12月31日まで延長することとした。（附則第17条の6関係）
- 7 一定のノンステップバス等又は車両安定性制御装置等を装備した自動車で初回新規登録を受けるものに係る自動車税の環境性能割の特例措置について、対象となる車両の見直し等を行った上で、適用期限を2年延長することとした。（附則第17条の7関係）
- 8 排出ガス性能及び燃費性能の優れた環境負荷の少ない自動車は税率を軽減し、初回新規登録から一定年数を経過した環境負荷の大きい自動車は税率を重課する種別割の特例措置の適用区分を見直すこととした。（附則第19条関係）
- 9 その他所要の改正を行うこととした。（第38条関係）
- 10 この条例は、令和3年4月1日から施行することとした。（附則第1項）
- 11 この条例の施行に関し、必要な経過措置を定めることとした。（附則第2項から第4項まで）

○ 沖縄県税の課税免除及び不均一課税に関する条例の一部を改正する条例（条例第23号）

- 1 観光地形成促進地域等における事業税等に係る課税免除の適用について、対象資産の一部を見直し、その期限を1年延長することとした。（第3条から第8条まで関係）
- 2 地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律に規定する促進区域における不動産取得税及び固定資産税に係る課税免除の適用について、その期限を2年延長することとした。（第11条関係）
- 3 この条例は、令和3年4月1日から施行することとした。（附則第1項）
- 4 この条例の施行に関し、必要な経過措置を定めることとした。（附則第2項及び第3項）

条 例

沖縄県税条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和3年3月31日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

沖縄県条例第22号

沖縄県税条例の一部を改正する条例

沖縄県税条例（昭和47年沖縄県条例第59号）の一部を次のように改正する。

第38条第1項中「によつて」を「により」に改め、同項第1号中「次条」を「次条第1項」に改め、「以下この条」の次に「及び次条第2項」を加え、同条第2項中「によつて」を「により」に改める。

第39条に次の1項を加える。

- 2 前項の退職手当等の支払を受ける者は、退職所得申告書の提出の際に經由すべき退職手当等の支払者が電磁的方法による当該退職所得申告書に記載すべき事項の提供を適正に受けることができる措置を講じていることその他の施行令第8条の4の2において準用する施行令第8条の2の2で定める要件を満たす場合には、施行規則第2条の5の2で定めるところにより、当該退職所得申告書の提出に代えて、当該退職手当等の支払者に対し、当該退職所得申告書に記載すべき事項を電磁的方法により提供することができる。

第139条の3第1項中「同条第2項」の次に「又は第3項」を加え、同項第1号中「第2条第16項」を「第2条第17項」に、「及び附則第19条第2項第3号」を「、附則第19条第2項第3号及び第5項第3号」に改め、同号ア(ア) a 及び b 中「第41条」を「第41条第1項」に改め、同号ア(イ)中「令和2年度以降」を「令和12年度以降」に、「「令和2年度基準エネルギー消費効率」という。）」を「「令和12年度基準エネルギー消費効率」という。）に100分の65を乗じて得た数値」に改め、同号アに次のように加える。

- (ウ) エネルギー消費効率が基準エネルギー消費効率であつて令和2年度以降の各年度において適用されるべきものとして定められたもの（以下この条及び附則第19条において「令和2年度基準エネルギー消費効率」という。）以上であること。

第139条の3第1項第1号イ(イ)中「令和2年度基準エネルギー消費効率に100分の110」を「令和12年度基準エネルギー消費効率に100分の75」に改め、同号イに次のように加える。

(ウ) エネルギー消費効率が令和2年度基準エネルギー消費効率以上であること。

第139条の3第1項第1号ウ中「又はトラック」を削り、同号ウ(イ)中「基準エネルギー消費効率であつて平成27年度以降の各年度において適用されるべきものとして定められたもの（以下この条において「平成27年度基準エネルギー消費効率」という。）に100分の15を乗じて得た数値」を「令和2年度基準エネルギー消費効率」に改め、同号オ中「第9条の4第5項」を「第9条の4第6項」に改め、同号オ(イ)中「100分の110」を「100分の115」に改め、同号オを同号カとし、同号エ中「第9条の4第4項」を「第9条の4第5項」に改め、同号エ(イ)中「100分の105」を「100分の110」に改め、同号エを同号オとし、同号ウの次に次のように加える。

エ 車両総重量が2.5トン以下のトラックのうち、次のいずれにも該当するもので施行規則第9条の4第4項に規定するもの

(ア) 次のいずれかに該当すること。

a 平成30年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成30年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の2分の1を超えないこと。

b 平成17年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成17年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の4分の1を超えないこと。

(イ) エネルギー消費効率が基準エネルギー消費効率であつて平成27年度以降の各年度において適用されるべきものとして定められたもの（以下この条において「平成27年度基準エネルギー消費効率」という。）に100分の120を乗じて得た数値以上であること。

第139条の3第1項第2号ア中「第9条の4第6項」を「第9条の4第7項」に改め、同号ア(ア) a 中「第41条」を「第41条第1項」に、「第9条の2第15項」を「第9条の2第18項」に改め、同号ア(ア) b 中「第41条」を「第41条第1項」に、「第9条の2第17項」を「第9条の2第19項」に改め、同号ア(イ)中「令和2年度基準エネルギー消費効率」を「令和12年度基準エネルギー消費効率に100分の65を乗じて得た数値」に改め、同号アに次のように加える。

(ウ) エネルギー消費効率が令和2年度基準エネルギー消費効率以上であること。

第139条の3第1項第2号イ中「第9条の4第7項」を「第9条の4第8項」に改め、

同号イ(イ)中「令和2年度基準エネルギー消費効率に100分の110」を「令和12年度基準エネルギー消費効率に100分の75」に改め、同号イに次のように加える。

(ウ) エネルギー消費効率が令和2年度基準エネルギー消費効率以上であること。

第139条の3第1項第3号エを削り、同号ウ中「第9条の4第10項」を「第9条の4第13項」に改め、同号ウ(ア) a 中「第41条」を「第41条第1項」に、「第9条の2第24項」を「第9条の2第29項」に改め、同号ウ(ア) b 中「第41条」を「第41条第1項」に、「第9条の2第25項」を「第9条の2第30項」に改め、同号ウを同号オとし、同号イ中「第9条の4第9項」を「第9条の4第12項」に改め、同号イ(イ)中「100分の110」を「100分の115」に改め、同号イを同号エとし、同号ア中「第9条の4第8項」を「第9条の4第11項」に改め、同号ア(ア) a 中「道路運送車両法第41条の規定により平成30年10月1日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で施行規則第9条の2第19項に規定するもの（次項第3号及び附則第19条第2項第6号において「平成30年輕油軽中量車基準」という。）」を「平成30年輕油軽中量車基準」に改め、同号ア(ア) b 中「道路運送車両法第41条の規定により平成21年10月1日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で施行規則第9条の2第20項に規定するもの（次項第3号及び附則第19条第2項第6号において「平成21年輕油軽中量車基準」という。）」を「平成21年輕油軽中量車基準」に改め、同号ア(イ)中「100分の105」を「100分の110」に改め、同号アを同号ウとし、同号ウの前に次のように加える。

ア 営業用の乗用車のうち、次のいずれにも該当するもので施行規則第9条の4第9項に規定するもの

(ア) 道路運送車両法第41条第1項の規定により平成30年10月1日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で施行規則第9条の2第22項に規定するもの（以下この条及び附則第19条において「平成30年輕油軽中量車基準」という。）又は同法第41条第1項の規定により平成21年10月1日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で施行規則第9条の2第23項に規定するもの（以下この条及び附則第19条において「平成21年輕油軽中量車基準」という。）に適合すること。

(イ) エネルギー消費効率が令和12年度基準エネルギー消費効率に100分の65を乗じて得た数値以上であること。

(ウ) エネルギー消費効率が令和2年度基準エネルギー消費効率以上であること。

イ 自家用の乗用車のうち、次のいずれにも該当するもので施行規則第9条の4第10項に規定するもの

(ア) 平成30年軽油軽中量車基準又は平成21年軽油軽中量車基準に適合すること。

(イ) エネルギー消費効率が令和12年度基準エネルギー消費効率に100分の75を乗じて得た数値以上であること。

(ウ) エネルギー消費効率が令和2年度基準エネルギー消費効率以上であること。

第139条の3第2項中「第4項」の次に「又は第5項」を加え、同項第1号ア中「営業用の」を削り、「第9条の4第12項」を「第9条の4第14項」に改め、同号ア(イ)中「平成27年度基準エネルギー消費効率に100分の110」を「令和12年度基準エネルギー消費効率に100分の60」に改め、同号アに次のように加える。

(ウ) エネルギー消費効率が令和2年度基準エネルギー消費効率以上であること。

第139条の3第2項第1号イを削り、同号ウ中「第9条の4第14項」を「第9条の4第15項」に改め、同号ウ(イ)中「100分の110」を「100分の115」に改め、同号ウを同号イとし、同号エ中「第9条の4第15項」を「第9条の4第16項」に改め、同号エ(イ)中「以上」を「に100分の105を乗じて得た数値以上」に改め、同号エを同号ウとし、同号オ中「第9条の4第16項」を「第9条の4第17項」に改め、同号オ(イ)中「100分の105」を「100分の110」に改め、同号オを同号エとし、同項第2号を次のように改める。

(2) 石油ガス自動車（乗用車に限る。）のうち、次のいずれにも該当するもので施行規則第9条の4第18項に規定するもの

ア 次のいずれかに該当すること。

(ア) 平成30年石油ガス軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成30年石油ガス軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の2分の1を超えないこと。

(イ) 平成17年石油ガス軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成17年石油ガス軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の4分の1を超えないこと。

イ エネルギー消費効率が令和12年度基準エネルギー消費効率に100分の60を乗じて得た数値以上であること。

ウ エネルギー消費効率が令和2年度基準エネルギー消費効率以上であること。

第139条の3第2項第3号エを削り、同号ウ中「第9条の4第21項」を「第9条の4第22項」に改め、同号ウを同号エとし、同号イ中「第9条の4第20項」を「第9条の4第21項」に改め、同号イ(イ)中「100分の105」を「100分の110」に改め、同号イを同号ウとし、

同号ア中「第9条の4第19項」を「第9条の4第20項」に改め、同号ア(イ)中「以上」を「に100分の105を乗じて得た数値以上」に改め、同号アを同号イとし、同号イの前に次のように加える。

ア 乗用車のうち、次のいずれにも該当するもので施行規則第9条の4第19項に規定するもの

- (ア) 平成30年軽油軽中量車基準又は平成21年軽油軽中量車基準に適合すること。
- (イ) エネルギー消費効率が令和12年度基準エネルギー消費効率に100分の60を乗じて得た数値以上であること。
- (ウ) エネルギー消費効率が令和2年度基準エネルギー消費効率以上であること。

第139条の3第3項中「次項」の次に「又は第5項」を加え、同条第4項中「第1項(第1号アからウまで)」を「第1項(第1号アからエまで)」に、「第2項(第1号アからウまで)」を「第2項(第1号ア及びイ)」に改め、「規定は、」の次に「令和12年度基準エネルギー消費効率を算定する方法として施行規則第9条の2第31項に規定する方法並びに」を加え、「第9条の2第27項」を「第9条の2第32項」に、「第9条の2第28項」を「第9条の2第33項」に改め、同項の表を次のように改める。

第1項第1号ア(イ)	令和12年度以降の各年度において適用されるべきものとして定められたもの(以下この条及び附則第19条において「令和12年度基準エネルギー消費効率」という。)に100分の65	平成22年度以降の各年度において適用されるべきものとして定められたもの(以下この号及び次項第1号ア(イ)において「平成22年度基準エネルギー消費効率」という。)に100分の141
第1項第1号ア(ウ)	基準エネルギー消費効率であつて令和2年度以降の各年度において適用されるべきものとして定められたもの(以下この条及び附則第19条において「令和2年度基準エネルギー消費効率」という。)	平成22年度基準エネルギー消費効率に100分の150を乗じて得た数値
第1項第1号イ(イ)	令和12年度基準エネルギー消費効率に100分の75	平成22年度基準エネルギー消費効率に100分の162
第1項第1号イ(ウ)	令和2年度基準エネルギー消費	平成22年度基準エネルギー消費

及びウ(イ)	効率	効率に100分の150を乗じて得た 数値
第1項第1号エ(イ)	基準エネルギー消費効率であつて平成27年度以降の各年度において適用されるべきものとして定められたもの（以下この条において「平成27年度基準エネルギー消費効率」という。）に100分の120	平成22年度基準エネルギー消費効率に100分の150
第2項第1号ア(イ)	令和12年度基準エネルギー消費効率に100分の60	平成22年度基準エネルギー消費効率に100分の130
第2項第1号ア(ウ)	令和2年度基準エネルギー消費効率	平成22年度基準エネルギー消費効率に100分の150を乗じて得た 数値
第2項第1号イ(イ)	平成27年度基準エネルギー消費効率に100分の115	平成22年度基準エネルギー消費効率に100分の144

第139条の3に次の1項を加える。

- 5 第1項（第1号ア及びイ、第2号並びに第3号ア及びイに係る部分に限る。）及び第2項（第1号ア、第2号及び第3号アに係る部分に限る。）の規定は、令和12年度基準エネルギー消費効率を算定する方法として施行規則第9条の2第35項に規定する方法によりエネルギー消費効率を算定していない自動車であつて、令和2年度基準エネルギー消費効率及び平成27年度基準エネルギー消費効率を算定する方法として施行規則第9条の2第36項に規定する方法によりエネルギー消費効率を算定している自動車について準用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第1項第1号ア(イ)	令和12年度以降の各年度において適用されるべきものとして定められたもの（以下この条及び附則第19条において「令和12年度基準エネルギー消費効率」という。）に100分の65	令和2年度以降の各年度において適用されるべきものとして定められたもの（以下この条及び附則第19条において「令和2年度基準エネルギー消費効率」という。）に100分の94
------------	---	---

第1項第1号ア(ウ)	基準エネルギー消費効率であつて令和2年度以降の各年度において適用されるべきものとして定められたもの（以下この条及び附則第19条において「令和2年度基準エネルギー消費効率」という。）	令和2年度基準エネルギー消費効率
第1項第1号イ(イ)	令和12年度基準エネルギー消費効率に100分の75	令和2年度基準エネルギー消費効率に100分の109
第1項第2号ア(イ)	令和12年度基準エネルギー消費効率に100分の65	令和2年度基準エネルギー消費効率に100分の94
第1項第2号イ(イ)	令和12年度基準エネルギー消費効率に100分の75	令和2年度基準エネルギー消費効率に100分の109
第1項第3号ア(イ)	令和12年度基準エネルギー消費効率に100分の65	令和2年度基準エネルギー消費効率に100分の94
第1項第3号イ(イ)	令和12年度基準エネルギー消費効率に100分の75	令和2年度基準エネルギー消費効率に100分の109
第2項第1号ア(イ)、第2号イ及び第3号ア(イ)	令和12年度基準エネルギー消費効率に100分の60	令和2年度基準エネルギー消費効率に100分の87

附則第12条の2第1項中「令和3年3月31日」を「令和5年3月31日」に改め、同条第2項中「第7条第13項」を「第7条第12項」に、「第7条第14項」を「第7条第13項」に、「令和3年3月31日」を「令和5年3月31日」に改める。

附則第13条第1項並びに第16条第1項、第4項及び第5項中「令和3年3月31日」を「令和6年3月31日」に改める。

附則第17条の6第1項中「同条第4項」の次に「又は第5項」を加え、同項の表中「第4項」の次に「又は第5項」を加え、同条第2項中「同条第4項」の次に「又は第5項」を加え、「令和3年3月31日」を「令和3年12月31日」に改める。

附則第17条の7第1項中「令和3年3月31日」を「令和5年3月31日」に改め、同項第

1号中「令和2年度」を「令和7年度」に改め、同条第2項中「令和3年3月31日」を「令和5年3月31日」に、「乗車定員30人未満の附則第17条の6第2項に規定する路線バス等にあつては、200万円」を「乗車定員30人以上の附則第17条の7第2項に規定する路線バス等のうち、道路運送法（昭和26年法律第183号）第3条第1号イに規定する一般乗合旅客自動車運送事業を営業者が同法第5条第1項第3号に規定する路線定期運行の用に供する自動車（空港法（昭和31年法律第80号）第2条に規定する空港又は空港法施行令（昭和31年政令第232号）附則第2条に規定する飛行場を起点又は終点とするもので施行規則附則第4条の11第4項に規定するものに限る。）にあつては800万円とし、乗車定員30人未満の附則第17条の7第2項に規定する路線バス等にあつては200万円とする。」に改め、同項第1号中「令和2年度」を「令和7年度」に改め、同項第2号中「第4条の11第4項」を「第4条の11第5項」に改め、同条第3項中「第4条の11第5項」を「第4条の11第6項」に、「令和3年3月31日」を「令和5年3月31日」に改め、同項第1号中「令和2年度」を「令和7年度」に改め、同項第2号中「第4条の11第6項」を「第4条の11第7項」に改め、同条第4項を次のように改める。

4 車両総重量が8トンを超え20トン以下のトラック（施行規則附則第4条の11第13項に規定するけん引自動車及び被けん引自動車を除く。次項第3号及び第4号において同じ。）であつて、道路運送車両法第41条第1項の規定により平成28年2月1日以降に適用されるべきものとして定められた横滑り及び転覆に対する安全性の向上を図るための装置（以下この項及び次項において「車両安定性制御装置」という。）に係る保安上又は公害防止その他の環境保全上の技術基準で施行規則附則第4条の11第11項に規定するもの（次項において「車両安定性制御装置に係る保安基準」という。）、同法第41条第1項の規定により平成24年4月1日以降に適用されるべきものとして定められた前方障害物との衝突に対する安全性の向上を図るための装置（以下この項及び次項において「衝突被害軽減制動制御装置」という。）に係る保安上又は公害防止その他の環境保全上の技術基準で施行規則附則第4条の11第9項に規定するもの（次項において「衝突被害軽減制動制御装置に係る保安基準」という。）、同法第41条第1項の規定により平成27年8月1日以降に適用されるべきものとして定められた車線からの逸脱に対する安全性の向上を図るための装置（以下この項及び次項において「車線逸脱警報装置」という。）に係る保安上又は公害防止その他の環境保全上の技術基準で施行規則附則第4条の11第10項に規定するもの（次項において「車線逸脱警報装置に係る保安基準」とい

う。)及び同法第41条第1項の規定により令和4年5月1日以降に適用されるべきものとして定められた左側面への衝突に対する安全性の向上を図るための装置(以下この項及び第6項において「側方衝突警報装置」という。)に係る保安上又は公害防止その他の環境保全上の技術基準で施行規則附則第4条の11第12項に規定するもの(第6項において「側方衝突警報装置に係る保安基準」という。)のいずれにも適合するもののうち、車両安定性制御装置、衝突被害軽減制動制御装置、車線逸脱警報装置及び側方衝突警報装置を備えるもの(施行規則附則第4条の11第8項に規定するものに限る。)で初回新規登録を受けるものに対する第139条の2の規定の適用については、当該自動車の取得が令和3年10月31日までに行われたときに限り、同条中「(いう。)」とあるのは、「(いう。)から525万円を控除して得た額」とする。

附則第17条の7第5項中「第1号から第3号までに掲げる自動車にあつては当該自動車の取得が令和元年11月1日から令和3年3月31日までに行われたときに限り、第4号に掲げる自動車にあつては当該自動車の取得が令和元年10月1日から令和3年3月31日まで」を「当該自動車の取得が令和3年10月31日まで」に改め、同項第1号中「バス等」を「乗用車(施行規則附則第4条の11第15項に規定するものに限る。)又はバス(施行規則附則第4条の11第16項に規定するものに限る。)(次号において「バス等」という。)」に改め、同条第6項を削り、同条第7項中「バス等又は車両総重量が3.5トンを超え8トン以下のトラック若しくは車両総重量が20トンを超え22トン以下のトラック」を「車両総重量が8トンを超えるトラック(施行規則附則第4条の11第18項に規定する被けん引自動車を除く。)」に、「平成27年8月1日」を「令和4年5月1日」に、「車線逸脱警報装置に係る保安基準」を「側方衝突警報装置に係る保安基準」に、「車線逸脱警報装置を」を「側方衝突警報装置を」に、「第4条の11第16項」を「第4条の11第17項」に、「令和2年10月31日(バス等及び車両総重量が3.5トンを超え8トン以下のトラックにあつては、令和元年10月31日)」を「令和5年3月31日」に改め、同項を同条第6項とし、同条第8項中「第4条の11第17項」を「第4条の11第19項」に改め、同項を同条第7項とする。

附則第19条第1項中「次項第2号及び次条第2項」を「以下この条及び次条第2項」に改め、同項第1号中「平成20年3月31日」を「平成22年3月31日」に改め、同項第2号中「平成22年3月31日」を「平成24年3月31日」に改め、同条第2項中「、当該自動車(自家用の乗用車を除く。)が平成30年4月1日から平成31年3月31日までの間に初回新規登録を受けた場合には平成31年度分の自動車税の種別割(法第177条の10第1項又は第2項

の規定により当該自動車の所有者に対して月割をもつて課されるものに限る。)に限り、当該自動車が平成31年4月1日(自家用の乗用車にあつては、令和元年10月1日)から令和2年3月31日までの間に初回新規登録を受けた場合には令和2年度分の自動車税の種別割に限り」を削り、「第140条の」を「同条の」に改め、同項第2号中「附則第5条の2第1項に規定するもの」の次に「(第5項第2号において「平成30年天然ガス車基準」という。)」を、「この号」の次に「及び第5項第2号」を加え、同条第3項中「掲げる自動車」の次に「(前項の規定の適用を受けるものを除く。)」を加え、「、当該自動車(自家用の乗用車を除く。)が平成30年4月1日から平成31年3月31日までの間に初回新規登録を受けた場合には平成31年度分の自動車税の種別割(法第177条の10第1項又は第2項の規定により当該自動車の所有者に対して月割をもつて課されるものに限る。)に限り、当該自動車が平成31年4月1日(自家用の乗用車にあつては、令和元年10月1日)から令和2年3月31日までの間に初回新規登録を受けた場合には令和2年度分の自動車税の種別割に限り」を削り、「第140条の」を「同条の」に改め、同条第4項中「第2項(第4号及び第5号を除く。)」を「第2項第1号から第3号まで」に改め、同条に次の2項を加える。

5 次に掲げる自動車(自家用の乗用車を除く。)に対する第140条第1項及び第2項の規定の適用については、当該自動車が令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間に初回新規登録を受けた場合には令和4年度分の自動車税の種別割に限り、当該自動車が令和4年4月1日から令和5年3月31日までの間に初回新規登録を受けた場合には令和5年度分の自動車税の種別割に限り、第2項の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

(1) 電気自動車

(2) 天然ガス自動車のうち、平成30年天然ガス車基準に適合するもの又は平成21年天然ガス車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成21年天然ガス車基準に定める窒素酸化物の値の10分の9を超えないもので施行規則附則第5条の2第7項に規定するもの

(3) 充電機能付電力併用自動車

(4) ガソリン自動車(営業用の乗用車に限る。)のうち、窒素酸化物の排出量が平成30年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の2分の1を超えないもの又は窒素酸化物の排出量が平成17年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の4分の1

を超えないものであつて、エネルギー消費効率が令和12年度基準エネルギー消費効率に100分の90を乗じて得た数値以上かつ令和2年度基準エネルギー消費効率以上のもので施行規則附則第5条の2第8項に規定するもの

(5) 石油ガス自動車（営業用の乗用車に限る。）のうち、窒素酸化物の排出量が平成30年石油ガス軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の2分の1を超えないもの又は窒素酸化物の排出量が平成17年石油ガス軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の4分の1を超えないものであつて、エネルギー消費効率が令和12年度基準エネルギー消費効率に100分の90を乗じて得た数値以上かつ令和2年度基準エネルギー消費効率以上のもので施行規則附則第5条の2第9項に規定するもの

(6) 軽油自動車（営業用の乗用車に限る。）のうち、平成30年輕油軽中量車基準又は平成21年輕油軽中量車基準に適合するものであつて、エネルギー消費効率が令和12年度基準エネルギー消費効率に100分の90を乗じて得た数値以上かつ令和2年度基準エネルギー消費効率以上のもので施行規則附則第5条の2第10項に規定するもの

6 次に掲げる自動車のうち、営業用の乗用車（前項の規定の適用を受けるものを除く。）に対する第140条第1項の規定の適用については、当該営業用の乗用車が令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間に初回新規登録を受けた場合には令和4年度分の自動車税の種別割に限り、当該営業用の乗用車が令和4年4月1日から令和5年3月31日までの間に初回新規登録を受けた場合には令和5年度分の自動車税の種別割に限り、第3項の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

(1) ガソリン自動車のうち、窒素酸化物の排出量が平成30年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の2分の1を超えないもの又は窒素酸化物の排出量が平成17年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の4分の1を超えないものであつて、エネルギー消費効率が令和12年度基準エネルギー消費効率に100分の70を乗じて得た数値以上かつ令和2年度基準エネルギー消費効率以上のもので施行規則附則第5条の2第11項に規定するもの

(2) 石油ガス自動車のうち、窒素酸化物の排出量が平成30年石油ガス軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の2分の1を超えないもの又は窒素酸化物の排出量が平成17年石油ガス軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の4分の1を超えないものであつて、エネルギー消費効率が令和12年度基準エネルギー消費効率に100分の70を乗じて得た数

値以上かつ令和2年度基準エネルギー消費効率以上のもので施行規則附則第5条の2第12項に規定するもの

- (3) 軽油自動車のうち、平成30年輕油軽中量車基準又は平成21年輕油軽中量車基準に適合するものであつて、エネルギー消費効率が令和12年度基準エネルギー消費効率に100分の70を乗じて得た数値以上かつ令和2年度基準エネルギー消費効率以上のもので施行規則附則第5条の2第13項に規定するもの

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和3年4月1日から施行する。

(不動産取得税に関する経過措置)

- 2 改正後の沖縄県税条例（以下「新条例」という。）の規定中不動産取得税に関する部分は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後の不動産の取得に対して課すべき不動産取得税について適用し、施行日前の不動産の取得に対して課する不動産取得税については、なお従前の例による。

(自動車税に関する経過措置)

- 3 新条例の規定中自動車税の環境性能割に関する部分は、施行日以後に取得された自動車に対して課すべき自動車税の環境性能割について適用し、施行日前に取得された自動車に対して課する自動車税の環境性能割については、なお従前の例による。
- 4 新条例の規定中自動車税の種別割に関する部分は、令和3年度以後の年度分の自動車税の種別割について適用し、令和2年度分までの自動車税の種別割については、なお従前の例による。

沖縄県税の課税免除及び不均一課税に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和3年3月31日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

沖縄県条例第23号

沖縄県税の課税免除及び不均一課税に関する条例の一部を改正する
条例

沖縄県税の課税免除及び不均一課税に関する条例（平成14年沖縄県条例第35号）の一部を次のように改正する。

第3条中「令和3年3月31日」を「令和4年3月31日」に改める。

第4条中「令和3年3月31日」を「令和4年3月31日」に改め、「掲げるもの」の次に「（特定高度情報通信技術活用システムの開発供給及び導入の促進に関する法律（令和2年法律第37号）第2条第1項に規定する特定高度情報通信技術活用システム（以下「特定高度情報通信技術活用システム」という。）にあっては租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第10条の5の4の2第1項、第42条の12の5の2第1項又は第68条の15の6の2第1項に規定する認定導入計画に記載された当該各項に規定する認定特定高度情報通信技術活用設備（以下「認定特定高度情報通信技術活用設備」という。）に限る。）」を加え、同条第3号イ中「備品」の次に「（特定高度情報通信技術活用システムにあっては認定特定高度情報通信技術活用設備に限る。）」を加える。

第5条中「令和3年3月31日」を「令和4年3月31日」に改め、「（昭和32年法律第26号）」を削り、「第12条第1項の表の第2号若しくは第45条第1項の表の第2号」を「第12条第1項の表の第1号若しくは第45条第1項の表の第1号」に改め、同条第1号ア中「第12条第1項の表の第2号又は第45条第1項の表の第2号」を「第12条第1項の表の第1号又は第45条第1項の表の第1号」に改め、「設備」の次に「（特定高度情報通信技術活用システムにあっては認定特定高度情報通信技術活用設備に限る。）」を加え、同号イ及び同条第3号イ中「備品」の次に「（特定高度情報通信技術活用システムにあっては認定特定高度情報通信技術活用設備に限る。）」を加える。

第6条中「令和3年3月31日」を「令和4年3月31日」に、「第12条第1項の表の第3号又は第45条第1項の表の第3号」を「第12条第1項の表の第2号又は第45条第1項の表の第2号」に改め、「受ける設備」の次に「（特定高度情報通信技術活用システムにあっては認定特定高度情報通信技術活用設備に限る。）」を加え、同条第3号イ中「装置」の次に「（特定高度情報通信技術活用システムにあっては認定特定高度情報通信技術活用設備に限る。）」を加える。

第7条中「令和3年3月31日」を「令和4年3月31日」に改め、「掲げるもの」の次に「（特定高度情報通信技術活用システムにあっては認定特定高度情報通信技術活用設備に限る。）」を加え、同条第3号イ中「備品」の次に「（特定高度情報通信技術活用システ

ムにあつては認定特定高度情報通信技術活用設備に限る。) 」を加える。

第8条中「令和3年3月31日」を「令和4年3月31日」に改める。

第11条中「令和3年3月31日」を「令和5年3月31日」に、「起算して5年内」を「令和5年3月31日まで」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和3年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の第3条から第7条までの規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に新設され、又は増設される施設又は設備について適用し、施行日前に新設され、又は増設された施設又は設備については、なお従前の例による。
- 3 地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律（平成19年法律第40号）第4条第6項の規定による地域経済牽引事業の促進に関する基本的な計画の同意の日が平成30年4月1日から令和3年3月31日までの間である場合における改正後の第11条の規定の適用については、なお従前の例による。

<p>発行所 沖縄県総務部 総務私学課 電話番号 098-866-2074</p>	<p>印刷所 有限会社 アイドマ印刷 〒902-0073 那覇市字上間244番地(3F)</p>
---	--